

## ガスのご契約に関する重要事項説明書【楽天ガス supplied by 関西電力 プラン S】

本書面は、お客さまが楽天エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）にガス需給契約「楽天ガス supplied by 関西電力 プラン S」をお申込みいただくにあたり、料金その他の供給条件等の重要な事項および留意が必要な事項についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

### 1. 楽天ガス供給取次事業について

- (1) 当社は、関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号 A0001。以下「関西電力」といいます。）とのガス供給取次契約に基づき、関西電力の取次事業者として、お客さまとガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結して関西電力の供給するガスを取次販売いたします。
- (2) 本契約に関する詳細事項は当社が定める楽天ガス需給取次約款（以下「本約款」といいます。）、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款、ガス工事約款のとおりです。

### 2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款およびガスのご契約に関する重要事項説明書（以下「約款等」といいます。）を変更することがあります。これらの場合には、当社は、当社の指定ウェブサイトに掲載する方法、電子メール送付による方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容を説明しお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、本契約の期間中であっても約款等に定める料金その他の供給条件は、変更後の約款等によります。なお、約款等の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の 15 日前までに、当社ウェブサイトから当社所定の様式により本契約の解約を当社に通知することで、本契約を解約することができます。
  - ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、改正法令の新たな税率にもとづいて本約款に定める料金を改めるものといたします。
  - ② 関西電力が定める関電ガス供給条件が改定された場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（2019 年 1 月 31 日届出。なお当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が改定された場合、法令、条例、規則等（以下「法令等」といいます。）の改正により約款等変更の必要が生じた場合（前号の場合を除きます。）、その他当社が必要と判断した場合、約款等に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。
- (2) 約款等の変更にもとづいて (3) に定める場合を除き、料金その他の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合、書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること
- (3) 約款等の変更が、法令等の制定または改廃にもとづいて当然必要とされる形式的な変更や約款等の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により説明することとし、契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

### 3. 本約款の締結要件等

- (1) 当社は、お客さまが次の各号の条件を全て満たしていることを本契約締結の要件といたします。
  - ① 当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等の供給区域にお住まいで、すでに他のガス小売事業者（以下、ガス小売取次事業者を含めて「ガス小売事業者等」といいます。）とガス小売契約を締結しているお客さま
  - ② 本契約のガス料金と関西電力から当社に請求があったお客さまにお支払いいただく料金（工事費、工事負担金、設備負担金その他本約款から生ずる金銭債務（以下、これらの料金を「その他料金」といいます。））を当社の定める方法により、合算してお支払いいただけるお客さま
- (2) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を締結することができないことがあります。
  - ① 同一需要場所において、複数のガス取引用メーターが設置されており、一括で請求が行われている場合
  - ② 当社または関西電力の責めによらない事由により、ガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合
  - ③ 当社とお客さまと他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金、その他料金および楽天でんき料金をいいます。）について、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
  - ④ 当社が、お客さまの申込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申込みを承諾できない場合

### 4. 本契約の申込み

- (1) お客さまが当社との本約款等にもとづくガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社ウェブサイトから当社所定の様式により申込みをしていただきます。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（本契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、本契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。
- (2) (1)による申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
  - ① 当該一般ガス導管事業者が定める託送約款等に定める需要家等に関する事項（「24. 保安に対するお客さまの協力」に規定する事項等）を遵守すること。
  - ② 当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者がガス供給に係るお客さま所有の供給施設または消費機器の保安情報および本契約に係るお客さまの契約名義、需要場所、契約内容および料金の支払状況等を共同利用すること。

### 5. 本契約申込みにもとづく留意事項

お客さまが、ガス小売契約を、他のガス小売事業者等から当社へ変更するにあたり、下記のような事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- (1) 現在のガス小売契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- (2) 現在のガス小売契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- (3) 現在のガス小売契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にもとづいて当該特典が失効する可能性があります。
- (4) 現在のガス小売契約において、付帯サービス等をご契約されている場合には、解約にもとづいて当該付帯サービス等が消滅する可能性があります。
- (5) 現在のガス小売契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にもとづいて、継続利用期間が消滅する可能性があります。

(6) 現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

## 6. 本契約の成立および契約期間

- (1) 本契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送契約または関西電力とのガスの需給契約取次が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、本契約の成立の日を遡って本契約を解約することがあります。この場合には、申込者にお知らせいたします。
- (2) 本契約への申込みにもなつて、ガス事業法第 14 条第 1 項に定めるお客さまへの供給条件の説明、同法第 14 条第 2 項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第 15 条第 1 項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項について、当社が適切と判断した方法により提供することを承諾していただきます。
- (3) 本契約の契約期間は、本契約が成立した以降、関西電力および当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、最初の定例検針日（当該一般ガス導管事業者が、定例検針日に検針が出来なかった場合、当該一般ガス導管事業者が検針を行なった日といたします。）の翌日（以下「需給開始日」といいます。）から 1 年目の日までといたします。
- (4) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (5) (4)にもとづき本契約が更新される場合において、当社は供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめお客さまには承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により説明いたします。なお、契約締結前の書面交付は行いません。
  - ② 契約締結後の書面交付は、書面交付に代えて当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (6) 当社は、需給開始予定日は改めて通知いたします。なお、手続きの都合により需給開始予定日のご案内が需給開始後となる場合があります。また、お知らせした需給開始予定日は手続きの都合により変更となる場合があります。この場合も、変更後の需給開始予定日を通知いたします。
- (7) 現在ご契約中のガス小売事業者等への解約連絡は当社がお客さまに代行いたしますので、当社との本契約の需給開始とともに現在ご契約中のガス小売事業者等との契約は解約されます。

## 7. ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます。）といたします。

## 8. 使用量の算定

- (1) ガス料金の算定期間における使用量は、当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量といたします。なお、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。
- (2) 当社は、関西電力から受領した使用量等を当社ウェブサイト（マイページ）を通してお客さまにお知らせいたします。
- (3) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、ガス料金の算定期間における使用量は、当該一般ガス導管事業者の託送約款等にもとづき、前 3 月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と関西電力との協議により定めた値といたします。

## 9. ガス料金の算定と請求方法

- (1) ガス料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
  - ① 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合
  - ② ガスの供給を開始し、本契約が消滅した場合で、料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となったとき。
- (2) ガス料金は、次の料金表を適用し、1 月ごとのガス使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金（原料費調整額を含む）の合計といたします。なお、(1)の場合およびお客さまが本契約を解約した場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。

<料金の算定方法>

楽天ガス supplied by 関西電力 プラン S 料金（税込、円未満切捨て） = 基本料金 + 従量料金（従量料金単価 × ご使用量）  
（楽天ガス supplied by 関西電力 プラン S 料金表）

料金表	1 月のご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価*（円/m <sup>3</sup> ）
A	0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	1,527.77	135.80
B	20 m <sup>3</sup> をこえて 50 m <sup>3</sup> まで	1,534.90	135.45
C	50 m <sup>3</sup> をこえて 100 m <sup>3</sup> まで	1,551.20	135.12
D	100 m <sup>3</sup> をこえて 200 m <sup>3</sup> まで	1,965.74	130.98
E	200 m <sup>3</sup> をこえて 350 m <sup>3</sup> まで	2,385.37	128.88
F	350 m <sup>3</sup> をこえて 500 m <sup>3</sup> まで	2,706.20	127.96
G	500 m <sup>3</sup> をこえて 1000 m <sup>3</sup> まで	5,843.24	121.69
H	1000 m <sup>3</sup> をこえる場合	6,525.64	121.01

※ 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- (3) お客さまのガス料金支払義務は、関西電力からガス使用量の結果を受領した後、当社がガス料金の請求を行った日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- (4) 当社は、ガス使用量、ガス料金および関西電力から当社に請求があったその他料金の明細書をお客さまの専用ウェブサイト（マイページ）にてお知らせいたします。当社は、当該のお知らせをもってお客さまに請求を行ったものといたします。

## 10. ガス料金・その他料金の支払い方法および支払期日

- (1) お客さまは、当社が本契約のガス料金と関西電力から当社に請求があったその他料金（以下、ガス料金およびその他料金を合わせて「ガス料金等」といいます。）を合算して請求したガス料金等をクレジットカード払いにより、毎月、支払期日までに支払うものといたします。
- (2) お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いいただけます。この際、原則として、1料金の算定期間および1通につき当社所定の事務手数料（税込330円）を当該コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払い時に申し受けます。
- (3) ガス料金等の支払期日は、ガス料金の支払義務発生日の属する月の翌月1日といたします。
- (4) お客さまがガス料金を支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金等とあわせてお支払いいただけます。なお、その他料金の支払いについては、それぞれの当該約款および規定に従っていただけます。

### 11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、関西電力供給ガスの類別は13Aですので、ガス機器は、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 標準熱量………45 メガジュール 最低熱量………44 メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力………2.5 キロパスカル 最低圧力………1.0 キロパスカル
- (3) 燃焼性 最高燃焼速度………47 最低燃焼速度………35 最高ウオッパ指数………57.8 最低ウオッパ指数………52.7  
ガスグループ………13A 燃焼性の類別（旧呼称）………13A

### 12. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 周知および調査のための業務
- (2) 本契約の開始、「14. 供給の制限等」および本契約の消滅または解約等により必要な処置
- (3) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務（検針、検査、供給施設の設計・施工・維持管理、メーター取替等）
- (4) その他約款等によって、本契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または保安上必要な業務

### 13. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのためにガス料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払うものといたします。
  - ① お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用された場合
  - ② お客さまが約款等に反し、本契約を解約された場合
- (2) (1)の免れた金額は、約款等にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

### 14. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
  - ① 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑦ その他保安上必要がある場合
  - ⑧ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合（当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等をお客さまが正当な理由なく拒む場合を含む）
- (2) (1)の場合には、当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、ガス料金の減額等を行いません。
- (4) (1)によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定める時間内に、すみやかに供給が再開されます。

### 15. 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等にもとづき、当社が関西電力から当該一般ガス導管事業者からの賠償の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、当社が定める方法により指定した期日までに、当社に支払うものといたします。
- (2) 約款等に定める事項により、供給の開始日を変更した場合、「14. 供給の制限等」(1)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社および関西電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社および関西電力は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 「18. 解約等」によって本契約を解約した場合または本契約が消滅した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社および関西電力の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、当社および関西電力は、賠償の責めを負いません。
- (5) 当社および関西電力が、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、故意または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失

利益を除く通常損害に限るものといたします。

## 16. 本契約の変更

- (1) お客さまが本契約内容の変更を希望される場合は、「4. 本契約の申込み」に定めるガスの使用を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、本契約の変更前は、本契約の変更内容を、変更後は、本契約の変更内容、本契約の変更日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 17. お客さまからの申し出による本契約の消滅

- (1) お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止期日の 15 日目までに当社ウェブサイトから所定の様式により当社に通知していただけます。関西電力は、原則として、お客さまから通知された廃止期日にガスの需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓、その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 本契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に(1)の通知をされた後、関西電力が当社から当該通知を受けた廃止期日に消滅いたします。
  - ① 本契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。
  - ② 「18. 解約等」によって、当社が本契約を解約した場合は、解約日に本契約は消滅するものといたします。
  - ③ 関西電力が当社を通じてお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、関西電力が通知を受けた日に本契約が消滅したものといたします。
  - ④ 当社および関西電力の責めとならない理由により関西電力がガス供給を終了させるための処置（メーターガス栓の閉栓 その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）ができない場合は、本契約はガス供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
  - ⑤ お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者等を変更される場合には、お客さまは新たなガス小売事業者（ガス小売取次事業者を含みます。）に対して契約の申込みをしていただけます。この場合、当社との本契約は、新たなガス小売事業者（ガス小売取次事業者を含みます。）からお客さまへガスの供給を開始するための検針が実施される日に消滅いたします。ただし、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、本契約は消滅しないものといたします。
- (3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の消滅後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- (4) 本契約の消滅にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等にもとづき、当社が関西電力からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める方法より指定した期日までに当社に支払うものといたします。
- (5) 当社は、お客さまが本契約期間中に本契約の解約をされた場合、中途解約金は申し受けません。

## 18. 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづき本契約を解除できるものといたします。なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客さまは当社からの何ら通知催告等なく当社または関西電力に対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する 15 日前および 5 日前までに解除予告通知を行うこととし、お客さまに対して、解除後無契約となった場合にはガスの供給が止まること、お客さまが希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられているガス小売事業者からガスの供給を受けることができることを説明するよういたします。
  - ① お客さまの責めとなる理由により「14. 供給の制限等」によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
  - ② お客さまがガス料金等および当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金（ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）をそれぞれの契約で定める支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ③ お客さまが、当社へ通知することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
  - ④ お客さまが、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特別清算、民事再生、会社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
  - ⑤ ④の他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められる場合
  - ⑥ お客さまが、本契約締結あたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合
  - ⑦ お客さまが、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に対する行為その他不正な行為を行っていた場合
  - ⑧ お客さまが、楽天会員から脱会された場合
  - ⑨ お客さまが、その他約款等に反した場合
- (2) お客さまが(1)②に該当する場合で、当社が(1)によりお知らせした日以降に、お客さまが料金を支払われたときには、その旨を当社に通知していただけます。なお、当社に通知がない場合には、当社は、本契約を解約することがあります。
- (3) 当社は、同一条件での本契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解約の 3 月前までにその旨を当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせのうえ、本契約を解約することがあります。ただし、本契約の解約のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、当社が適切と判断した方法によりお客さまにお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。
- (4) (1)、(2)、または(3)によって、当社が本契約を解約する場合は、当社および関西電力が解約日にガスの需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓 その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお、本契約はガス需給を終了させるための処置を行った日に消滅するものといたします。

## 19. 本契約消滅後の債権債務等

本契約において、当社とお客さまとの間に生じたガス料金等の債権および債務は、本契約が解約または解除されても消滅いたしません。

## 20. ガス工事

- (1) ガス工事は、関西電力または当該一般ガス導管事業者へ申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (3) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

- (4) お客様の申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) お客様の申込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (6) ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様にご負担していただきます。
- (7) 本支管および整圧器（(4)の整圧器は除きます。）は、当該一般ガス導管事業者の所有とし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める負担額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客様にご負担していただきます。
- (8) お客様所有の供給施設の修繕費はお客様にご負担していただき、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

## 21. 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 当社が、関西電力から当該一般ガス導管事業者の定める託送約款等にもとづきお客様へのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客様は、その金額を、当社が定める方法により指定した期日までに、当社に支払うものとなります。
- (2) 当社が、関西電力から当該一般ガス導管事業者の工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものとなります。

## 22. 供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものとなります。

- (1) 内管およびガス栓等、当該一般ガス導管事業者の定める託送約款等によりお客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客様の承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客様にお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

## 23. 周知および調査義務

- (1) 関西電力および当該一般ガス導管事業者は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、電子メールの送信または電気通信回線（マイページ等）を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。印刷物によるお知らせを希望される場合は、関西電力までご連絡ください。（ガスの使用の申込み受付時、建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物及びガス事業法施行規則第197条第2項口号表上欄(1)を除く消費機器をお持ちのお客様に対しては、印刷物によってもお知らせいたします。）
- (2) 関西電力および当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客様の承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客様は、調査の結果を関西電力が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものとなります。
- (3) 関西電力は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

## 24. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものとなります。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。また、当社または関西電力がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。なお、関西電力が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社または関西電力は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。
- (3) お客様は、「22. 供給施設等の保安責任」(3)および「23. 周知および調査義務」(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社、関西電力または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくは「11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性」の規定によるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社および関西電力を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。
- (8) お客様は、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

## 25. お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものとなります。

- (1) お客様は、「23. 周知および調査義務」(1)の規定により関西電力がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ関西電力の承諾をえていただきます。また、関西電力は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者へ通知いたします。

- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
  - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
  - ③ 「11. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性」に定める供給ガスに適合するものであること。
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。
  - ⑤ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- ① お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければなりません。
  - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければなりません。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共安全の確保上特に重要なものであるときは、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

## 26. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、託送約款等にもとづき、当社および関西電力を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) 関西電力は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社が適切と判断した方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

## 27. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および関西電力へ提供することについて、承諾するものといたします。

## 28. 楽天グループ株式会社の個人情報保護方針

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）並びにその子会社（当社を含みます。）および関連会社で構成される楽天グループ（以下単に「楽天グループ」といいます。）は、多種多様なサービスを提供しています。お客さまによるサービスのご利用に際して、楽天グループは、お客さまの情報を取得および利用し、また、当該情報を楽天が一元的に保管しています。

楽天が定めるこの個人情報保護方針（以下「本方針」といいます。）は、本方針を採用する楽天グループの会社がお客さまの個人情報（お客さまから直接ご提供いただいた情報、お客さまの対象サービスのご利用に関する情報、および第三者から取得する情報が含まれます。また、本方針のもとで楽天グループが取得した個人情報を含みます。）を取得して取扱う目的および方法を明らかにし、個人情報に関するお客さまの権利について理解を深めていただくためのものです。楽天グループは、お客さまによるサービスのご利用にあたり、ご自身の情報がどのように取扱われるか、十分にご理解いただけるよう取り組んでいます。

本方針の詳細は、下記の当社ウェブサイトでご確認いただけます。

<https://privacy.rakuten.co.jp/>

## 29. 情報の共同利用プライバシーポリシーについて

当社は、次の者とお客さまの情報を共同利用いたしますので、お客さまにはあらかじめご承諾いただきます。

共同利用の範囲と目的	<p>当社は、以下の者との間でお客さま情報を共同利用することがあります。※1</p> <p>◇共同利用する者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス小売事業者（関西電力株式会社を含むがこれに限らない。）※2</li> </ul> <p>◇共同利用の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 託送供給契約の締結、変更または解約のため</li> <li>(2) 小売供給契約(最終保障供給に関する契約を含みます。)の廃止取次※3 および供給者切替にともなうガス機器等の保安に関する情報の提供のため</li> <li>(3) 供給地点に関する情報の確認のため</li> <li>(4) ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約にもとづく一般ガス導管事業者※4の業務遂行のため</li> <li>(5) ガス機器調査の結果の通知のため※5</li> </ol> <p>◇共同利用する情報項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本情報：お客さまの氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号</li> <li>(2) 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、メーターガス栓位置情報、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報</li> <li>(3) 供給地点に関するガス機器等の保安に関する情報：ガス事業法※6 第 159 条第 4 項に規定する通知に関する情報</li> </ol>
------------	---

	<p>※1 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用します。</p> <p>※2 ガス小売事業者とは、ガス事業法※6第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、<a href="#">資源エネルギー庁のホームページ</a>をご参照ください。)</p> <p>※3 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。</p> <p>※4 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法※6第35条の許可を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、<a href="#">日本ガス協会のホームページ</a>をご参照ください。)</p> <p>※5 ガス事業法※6第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、関西電力株式会社を通じてガス機器調査の結果を通知します。</p> <p>※6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)第5条による改正後のガス事業法(昭和29年3月31日法律第51号)をいいます。</p>
共同利用の管理責任者	<p>◇共同利用の管理責任者</p> <p>(1) 基本情報：楽天エナジー株式会社(ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者)</p> <p>(2) 供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者(一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含みます。)</p> <p>(3) 供給地点に関するガス機器等の保安に関する情報：ガスの供給を行うガス小売事業者(ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者)</p> <p>・楽天エナジー株式会社のお客さま情報の管理責任者(住所および代表者氏名はホームページをご参照ください。) URL：<a href="https://energy.rakuten.co.jp/corporate/">https://energy.rakuten.co.jp/corporate/</a></p> <p>・ガス小売事業者の事業者の名称、所在地等につきましては、<a href="#">資源エネルギー庁のホームページ</a>をご参照ください。 URL：<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/</a></p> <p>・一般ガス導管事業者の事業者の名称、所在地等につきましては、<a href="#">資源エネルギー庁のホームページ</a>をご参照ください。 URL：<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/pdf/list_gen-gas-conduit.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/pdf/list_gen-gas-conduit.pdf</a></p>

なお、上述の共同利用プライバシーポリシーにより関西電力株式会社が取得した個人情報については、同社の共同利用プライバシーポリシー※(ガス供給事業に関するもの)にもとづき、共同利用を行いますので、お客さまにはあらかじめご承諾いただきます。

※<https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/index.html>

### 30.その他

- (1) 楽天ガスサービス利用の楽天ポイントの特典およびキャンペーンの実施については、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (2) 上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める楽天ガス需給取次約款によります。なお、楽天ガス需給取次約款は、当社のウェブサイトからご確認いただけます。
- (3) お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- (4) 本契約の締結および解約その他お問い合わせ、ご不明な点は、下記、楽天エナジー株式会社へお問い合わせください。

#### ガス小売取次事業者のお問い合わせ先

楽天エナジー株式会社  
 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
 代表者名：鈴木 和洋  
 電話番号：楽天エナジーカスタマーセンター 050-5490-9070  
 受付時間 9:30~17:30 月曜日~日曜日(年末年始等の期間は除く)  
 ホームページ：<https://energy.rakuten.co.jp/>

#### ガス小売事業者のお問い合わせ先

関西電力株式会社  
 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
 代表者名：森 望  
 登録番号：A0001  
 電話番号：0800-777-7109  
 受付時間 平日9:00~18:00(土日・祝日 12/29~1/3を除く)  
 ※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。その場合は、06-7506-9594(通話料有料)へおかけください。  
 ホームページ：<https://www.kepco.co.jp/>